

令和6年度以降にはじめて貸与を受けた方

# 県立看護師等養成所授業料資金 卒業後の手続きについて

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

# どんな場合に返還？免除？

- ①養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに  
**免許を取得**
- ②免許取得後、直ちに**県内医療機関等に就業**



全額返還

県内医療機関等で**引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間、看護職員または歯科衛生士として勤務**  
※週30時間以上の従事が必要。ただし、同一生計の小学校就学前の子供がいる場合のみ、20時間以上でも構いません。



全額返還免除

# 本日の内容

---

- 返還の猶予
- 返還の免除
- 授業料資金の返還
- 卒業後の手続きについて

# 返還の猶予について

養成施設を卒業した後、**授業料資金**は**原則返還**することが必要です。

返還免除を受けるためには、**返還の猶予を受けて**、県内医療機関等で業務に従事しなければいけません。

県内医療機関等で、看護職員または歯科衛生士として業務に従事しているとき

県内医療機関等に在籍し、産前産後休暇や育児休暇などを取得しているとき

他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所、または大学院に在学している場合

県内医療機関等を退職した後、求職中かつ他の県内医療機関等で看護職員または歯科衛生士として働く意思がある場合

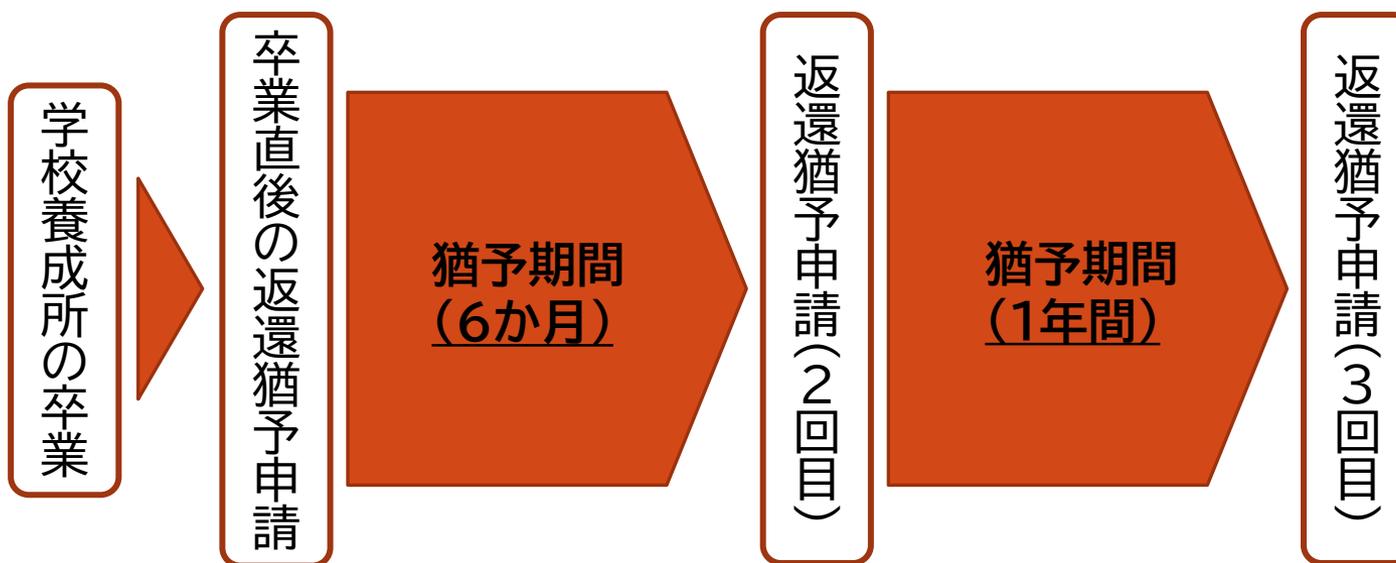
上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと滋賀県知事が認める場合

⇒県内医療機関等で、**看護職員または歯科衛生士として業務に従事している場合に限り、返還免除を受けるために必要な就業期間としてカウントされます。**

# 返還の猶予について

返還猶予の期間は、1回の猶予申請につき、1年間を目安に設定します。

ただし県内医療機関等に就業した場合は、卒業直後の申請分についてのみ6か月とします。



返還猶予事由の変更が生じた時点で、返還猶予申請を再度行う必要があります。

# 返還の猶予について

猶予事由	提出書類
県内医療機関等で、看護職員または歯科衛生士として就業している場合	①返還猶予申請書 ②就業証明書
県内医療機関等に在籍し、産前産後休暇や育児休暇などを取得している場合	①返還猶予申請書 ②就業証明書
他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所または大学院に在学している場合	①返還猶予申請書 ②在学証明書 ※在学している学校養成所または大学院のもの
県内医療機関等を退職した後、求職中かつ他の県内医療機関等で看護職員または歯科衛生士として業務に従事する意思がある場合	①返還猶予申請書 ②異動届(離職・求職届出用)
上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと滋賀県知事が認める場合	①返還猶予申請書 ②当該理由が発生していることを証明する書類

# 返還の猶予について

猶予事由	提出書類
<p>県内医療機関等で、<b>看護職員または歯科衛生士として就業している場合</b></p>	<p>①返還猶予申請書 ②就業証明書</p>
<p>県内医療機関等 産前産後休暇等</p>	<p>①返還猶予申請書</p>

週あたりの業務時間数が**30時間以上**であることが必要です。  
 ただし、**同一生計の小学校就学前の子供がいる場合**のみ、  
 業務時間数が**20時間以上**でも構いません。

⇒常勤・非常勤であることは問いません。  
 ⇒業務時間数が30時間未満である場合は、  
 返還の猶予を受けることができず、授業料資金を返還する必要があります。

# 返還の猶予について

猶予事由	提出書類
<p>県内医療機関等で、看護職員または歯科衛生士として就業している場合</p>	<p>①</p> <p>これらの返還猶予事由については、返還猶予を受けることができる期間に上限があります。</p> <p>県内医療機関等を退職し、求職中かつ他の県内医療機関等で看護職員または歯科衛生士として業務に従事する意思がある場合</p> <p><b>⇒退職の日から3か月以内</b></p> <p>上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと滋賀県知事が認める場合</p> <p><b>⇒通算して5年以内</b></p> <p>②</p>
<p>県内医療機関等に在籍し、産前産後休暇や育児休暇などを取得している場合</p>	
<p>他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所または大学院に在学している場合</p>	
<p>県内医療機関等を退職した後、求職中かつ他の県内医療機関等で看護職員または歯科衛生士として業務に従事する意思がある場合</p>	
<p>上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと滋賀県知事が認める場合</p>	

# 返還の猶予について

---

## <留意事項>

- 県内医療機関等を退職された場合は、出産や育児を理由としていても、返還猶予事由に該当しませんので、ご注意ください。  
⇒返還猶予事由に該当するのは、県内医療機関等に在籍している間に、産前産後休暇や育児休暇を取得されたときです。

# 本日の内容

---

- 返還の猶予
- 返還の免除
- 授業料資金の返還
- 卒業後の手続きについて

# 返還の免除について

授業料資金は、返還猶予を受けながら、県内医療機関等で業務に従事し、下記の返還免除条件を達成したとき、返還免除を受けることができます。

## 返還免除条件

1. 養成施設を卒業した日から1年6か月を経過する日までに、**免許を取得**
2. 免許取得後、直ちに**県内医療機関等に就業**すること
3. 県内医療機関等に就業後、**引き続き授業料資金の貸与を受けた期間、県内医療機関等で業務に従事すること**

# 返還の免除について

---

免許とは・・・

授業料資金の貸与を受けた課程の目的とする資格の免許

例) 看護師養成課程⇒看護師免許○      准看護師免許×

# 返還の免除について

## 県内医療機関等とは

- ①病院
- ②診療所（歯科診療所を含む）
- ③介護老人保健施設
- ④看護師等養成施設
- ⑤自治体
- ⑥老人ホーム
- ⑦福祉施設の一部等

※ただし、医療類似行為の施術所（あんま、はり、柔道整復師）での就業や  
養護教諭として就業したときは、看護師等としての就業とは認められません。

# 本日の内容

---

- 返還の猶予
- 返還の免除
- 授業料資金の返還**
- 卒業後の手続きについて

# 返還について

---

授業料資金は、養成施設の卒業の翌月から返還義務が生じます。

- ・**県外の医療機関等に就業した場合** など、

返還猶予事由に該当しないとき、授業料資金を返還する必要があります。

<返還金額>

返還金額 = 貸付金額

<返還期間>

貸与を受けた期間以内（休学等の処分により、貸与停止されていた期間を除く）

<返還方法>

①一括払い②半年払い③月賦のうち、いずれかの返還方法を選択。

# 返還について

---

## <返還金額について>

授業料資金は、返還することとなった場合、

**貸与を受けた金額の全額返還**が必要となります。

### <注意>

県内医療機関等で業務に従事した期間に応じて、  
返還金額を一部免除するというような規定はございません。

# 返還について

---

<返還方法について>

貸与を受けた時に提出した借用証書に記載した返還方法

<納付方法について>

①一括返還か②分割返還を選択することができます。

※②の場合は、貸与を受けた期間内（例：3年借りた場合は3年以内）に均等払いにより返還。

# 返還について

---

<授業料資金の返還が遅れた場合>

返還金の納付が納期限を超過した場合、

年率14.5%で計算した延滞金が発生し、翌月以降返還金とあわせて請求

延滞金額 = 返還請求している金額 × 期限の超過日数(日) / 365 × 14.5%

※延滞金については、納期限の翌日から実際の納付日まで

年14.5% (閏年の日を含む場合でも、365日あたりの割合で計算します。)

※計算の結果、延滞金額が100円未満の場合は、延滞金は請求しません。

# 返還について（納付方法）

---

<返還金の納付方法について>

1. 納入通知書による方法

2. 口座振替（口座引落とし）による方法

# 返還について（納付方法）

---

## 1. 納入通知書による方法

返還月ごとに「納入通知書」が送られてきますので、  
返還金を添えて最寄りの金融機関などの窓口で納めてください。

※県の窓口では現金は取り扱っておりません。

※郵便局では納めることができません。

※指定された銀行以外からの入金手数料がかかります。

※紛失等により「納入通知書」がない場合、入金ができませんので、

直ちに県に連絡し、再発行された納入通知書で、決められた納入期限までに納めてください。

※納入通知書は指定金融機関以外にコンビニやスマホアプリを利用して納付することも可能です。

※1回の返還金額が30万円を超える場合や納期限後の納付の場合は、コンビニやスマホアプリを使用することができませんので、金融機関で納付してください。

# 返還について（納付方法）

---

返還金の支払方法は？

## 2. 口座振替（口座引落とし）による方法

- ①初回返還時に県から送付される「口座振替申込書」を記入し、  
取扱金融機関の窓口にて提出してください。
- ②手続き後1～2か月後に「口座振替開始のお知らせ」が送付され、  
口座引落としが開始します。

（引落日は毎月末日、ただし月末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）

※返還開始月と「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは納入通知書で返還してください。

※残高不足等により口座引落としができなかった場合は延滞金が発生しますので、

口座残高不足とならないよう十分注意してください。

# 本日の内容

---

- 返還の猶予
- 返還の免除
- 授業料資金の返還
- 卒業後の手続きについて

# 養成施設卒業後の手続き

---

はじめに自分がどれに該当するか確認しましょう。

- ①国家試験に合格し、県内医療機関等で  
看護職員または歯科衛生士として就業した場合
- ②他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所等  
に進学している場合
- ③国家試験に不合格となった場合
- ④返還猶予事由に該当しない場合

**先にお渡しした依頼文に従い、  
令和8年5月29日までにオンライン申請！**

# 養成施設卒業後の手続き

---

①国家試験に合格し、県内医療機関等で看護職員または歯科衛生士として就業した場合

<提出書類>

●返還猶予申請書

●就業証明書

●授業料資金異動届(免許取得届出用)

●免許証または登録済み証明書の写し

※授業料資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

# 養成施設卒業後の手続き

---

②他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所等に進学している場合

<提出書類>

- 返還猶予申請書
- 在学証明書(進学した学校養成所または大学院のもの)
- 授業料資金異動届(免許取得届出用)
- 免許証または登録済み証明書の写し

※授業料資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

# 養成施設卒業後の手続き

---

## ③国家試験に不合格となった場合

<提出書類>

●返還猶予申請書

●授業料資金現況届

# 養成施設卒業後の手続き

---

## ④返還猶予事由に該当しない場合

<提出書類>

なし(オンライン申請のみ)

# 養成施設卒業後の手続き

---

返還猶予を受けている間は、他にも手続きの必要があります。

## ●現況報告

⇒授業料資金の返還事由が生じていないか、県が確認するため、定期的に現況の報告をお願いします。

## ●返還猶予申請の更新

⇒返還猶予期間は、1年間を目安に更新の必要があります。

# 養成施設卒業後の手続き

返還猶予を受けている間は、他にも手続きの必要があります。

## ●その他届出等

届出等が必要な場合	必要書類
修学生または連帯保証人の氏名や住所が変わった場合	①授業料資金異動届(氏名・住所変更届) ②住民票記載事項証明書
連帯保証人を変更する場合 (新たに連帯保証人を立てる場合)	①授業料資金異動届 (連帯保証人変更届出用) ②印鑑登録証明書
就業先施設または職種を変更する場合	①授業料資金異動届 (就業施設・職種変更届出用) ②転職前の施設の就業証明書 ③転職後の施設の就業証明書
県内医療機関等を退職した場合	①授業料資金異動届(離職・求職届出用)
借用証書に記載した返還方法を変更する場合	①授業料資金返還方法変更願

# 養成施設卒業後の手続き

---

<留意事項>

- 授業料資金に係る文書は、貸与生本人だけでなく、  
連帯保証人に対しても送付することがあります。

例)返還決定通知書、返還免除決定通知書 など

# 養成施設卒業後の手続き

---

<留意事項>

●養成施設卒業後の書類の提出先は

**滋賀県健康医療福祉部医療政策課**です。

# 養成施設卒業後の手続き

## 留意事項

**○国家試験合格後は速やかに免許申請手続きを行ってください。**

免許申請後、手元に免許証が届くまで通常2～3か月程度かかります。

登録年月が遅れますと、返還することとなる場合もありますので、ご注意ください。

# 養成施設卒業後の手続き

## 留意事項

○免許申請時に必ず「登録済み証明書ハガキ」の発行手続きを行ってください。

※登録済み証明書ハガキ：看護師・歯科衛生士等の籍に登録されたことを証明する書類。手続き後約1か月程度で発行されます。

# 養成施設卒業後の手続き

## 留意事項

- 養成施設卒業後、授業料資金は返還する必要があります。
- 手続きを行い、返還猶予を受けなければ、県から返還請求をいたします。

**必ず、返還猶予申請手続きは行ってください。(オンライン)**

# 最後に

---

最後までご清聴いただき、ありがとうございました。  
お手元のアンケートのご回答をお願いします。  
本説明会の内容や制度・手続きでご不明な点等がありましたら、  
下記までご連絡ください。

担当課：滋賀県健康医療福祉部医療政策課  
住所：〒520-8577  
滋賀県大津市京町4丁目1番1号  
TEL：077-526-8188（直通）  
Mail：[kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp](mailto:kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp)

滋賀県立看護師等養成所授業料資金にかかる卒業後に必要な手続きについて  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/343223.html>

